## 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源分)の使途について

消費税の引き上げに伴い、地方消費税増収部分については地方税法第72条の116第2項の規定により、社会保障施策に要する経費に充当することされ、その使途を明確化することが求められています。

本町の令和元年度一般会計決算における上記経費の充当状況は、次のとおりです。

## (歳入)

•市町村交付金(社会保障財源化分)

34, 183 千円

## (歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

778,525 千円

## 【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

【红云休停4腔貫での他位云休停旭束に安りる腔貫】 (単位:1									<u>(単位:千円)</u>
	事業	名	経費	財		源		内	尺
				特	定	財	源	一般	財 源
				国 県	町	債	その他	地方消費税 交付金社会 保障財源分	その他
社会福祉	障害福祉事業		199,817	97,065			54,873	3,724	44,155
	高齢者福祉事業	¥ =	11,629				2,831	684	8,114
	児童福祉事業		178,516	81,494			37,776	4,609	54,637
	小	計	389,962	178,559			95,480	9,017	106,906
社会保険	介護保険事業		117,497	3,282			1,671	8,755	103,789
	国民健康保険事	事業	68,017	4,652			34,952	2,210	26,203
	年金		15,633					1,216	14,417
	小	計	201,147	7,934			36,623	12,181	144,409
保健衛生	高齢者医療事業	É	133,184				2,326	10,179	120,679
	疾病予防対策事	業	16,863				113	1,303	15,447
	医療提供体制確	崔保事業	1,075					84	991
	健康増進対策事	業	16,335	10			15,640	53	632
	母子保健事業		3,010	1,242				138	1,630
	子ども医療事業	:	16,949				1,162	1,228	14,559
	小	計	187,416	1,252			19,241	12,985	153,938
合 計			778,525	187,745			151,344	34,183	405,253